

金沢中央観光案内所案内窓口運営業務委託に係る 企画コンペ仕様書

1 適用

本仕様書は、（公社）石川県観光連盟（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する金沢中央観光案内所案内窓口運営業務について必要な事項を定めるものとする。

2 趣旨

石川県と金沢市が南町に共同設置している金沢中央観光案内所は、加賀百万石回遊ルートと国道157号との結節点にあり、観光地や繁華街に近接しているという立地を踏まえ、国内の観光客だけではなく、今後、さらに増加が見込まれる外国人観光客に対しても、夜観光や着地体験型商品に関する情報も含めた観光情報を効果的に提供・発信することにより、旅行満足度や観光消費額を向上させるため、多言語（英語）対応可能な観光案内スタッフを配置し、石川県内を中心として隣県等も含む広域観光案内をワンストップで行う。

3 委託期間

令和8年度 令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 業務内容

観光案内所へのスタッフ配置

（1）業務実施場所

- ・名 称 金沢中央観光案内所
- ・所在地 石川県金沢市南町4-1金沢ニューグランドビル1F

（2）業務日及び業務時間

- ・年中無休（但し、甲が運営上の理由で臨時休業をすることがある。）
- ・午前10時～午後9時（但し、甲が運営上の理由で変更することがある。）

（3）観光案内スタッフ配置・労務管理

- ・観光に関する知識があり、多言語（英語必須）案内ができる者を常時1名以上配置すること。

- ・運営業務を円滑かつ効率的に実施するためと責任体制の確立のため、業務責任者を1名以上配置し、必要な業務体制を確保すること。

（但し、管理に十分な体制であれば、管理者の業務日終日の常駐までは不要）

- ・甲と協議・調整のうえ、甲が指示する事項を十分に把握し、業務に当たること。
- ・その他甲が指示する書類を作成し、提出すること。

（4）観光案内・相談業務

- ・県内全域及びその他周辺地域の広域観光案内、相談を行うこと。
- ・交通機関、宿泊施設、行事、イベント、開花情報、特産品、食、着地体験型商品、

その他観光に関する案内、情報提供を多言語（英語必須）で行うこと。

（5）観光情報の収集・蓄積・発信

- ・隨時、観光情報の収集・蓄積を行い、観光客が求める多様なニーズに対応した観光情報を探すこと。
- ・甲が金沢駅で運営する「石川県金沢観光情報センター」と連携し、観光情報の内容、質において均質化を図ること。
- ・案内所の利用促進および来訪者満足度の向上を目的として、乙は自らのノウハウや創意工夫を活かした新たな企画提案に主体的に取り組むこと。

（6）観光パンフレット等の設置

- ・国内外の観光客のニーズに応じた観光パンフレット等の配架、補充手配及び在庫管理を行うこと。
- ・掲出期限等に留意して設置管理をすること。

（7）当日宿泊予約の受付

- ・甲が用意するネット予約システムを活用し、宿泊情報の提供と予約代行サービスを行うこと。
- ・管理者に1名以上、旅行業務取扱管理者を含めること。

（8）観光関連チケット等の販売

- ・周遊バスのフリー切符など観光客のニーズの高い各種チケット等の販売と売上金の報告、甲への送金等管理を行うこと。
- ・その他、手荷物預かり、宅急便の受付など各種サービスの提供及び料金の収受、甲への送金等管理を行うこと。

（9）その他サービスの実施

- ・長靴、車椅子、傘等の貸出サービスの実施にあたって、貸出業務、貸出物品の管理等を行うこと。

（10）設置機器、備品等の管理

- ・設置機器、備品等の管理をすること。
- ・甲より貸与された備品等について、乙は破損、紛失のないよう取扱いに十分注意すること。
- ・設備機器のうち、レジ機器については乙が用意すること。

（11）案内状況に関する記録・報告

- ・業務月報を作成し、来場者数等を報告すること。

（12）施設管理

- ・始業時の開錠及び終業時の施錠のほか、甲が指示する事項を行うこと。

（13）その他必要な事項は、甲と乙で協議を行うこととする。

5 委託料（予定額）

金33,000千円以内（消費税込み、経費等の一切を含む）

※当初定められた業務内容の実施にあたっては、追加の費用負担が生じた場合においても原則として、受託者の負担とする。

※石川県、金沢市の令和8年度当初予算の成立を前提として予算成立後に速やかに業務を開始できるようするため、当該予算成立前に企画コンペを実施するもの。したがって、成立した予算の内容に応じて、委託料を変更する場合がある。

6 秘密の遵守

乙は、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

7 その他事項

（1）再委託について

原則として、本業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を甲に提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

（2）仕様変更について

乙は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議のうえ、承認を得ること。

（3）その他

本仕様に記載されていない事項については、甲の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、甲と協議すること。